

平成 30 年 3 月 30 日

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社  
東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

## 【ETF】『MAXIS Jリート・コア上場投信』設定・上場について

追加型投信／国内／不動産投信／ETF／インデックス型

三菱UFJ国際投信株式会社(取締役社長: <sup>まつだ とおる</sup>松田 通)は、『MAXIS Jリート・コア上場投信』を平成30年4月16日(月)に新規に設定し、4月17日(火)に東京証券取引所へ上場することをお知らせ致します。

上場取引所	東京証券取引所
銘柄コード	2517

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	不動産投信	ETF	インデックス型	不動産投信	年4回	日本	その他(東証REIT Core指数)

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

### 【三菱UFJ国際投信のETFシリーズブランド「MAXIS(マクス)」について】

同ETFの名称の冠になっている「MAXIS(マクス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズのブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。



MAXIS



MAXIS

## ファンドの設定にあたって

2001年9月に東京証券取引所に2つの銘柄が上場して誕生したJリート市場は、その後拡大を続けており、2018年1月末現在で銘柄数は59、時価総額は12兆円を超える規模にまで成長してきました。

この間、Jリートは相対的に高い利回りが期待できる商品として、多くの投資家に認知が広がってきました。

そうした中で弊社は、Jリートのうち大型銘柄に絞った「東証REIT Core指数」に連動する投資効果を目指す上場投資信託(ETF)を設定いたしました。当ETFの対象となっているJリートの最低売買単位の平均は30万円超(2018年1月末時点)と、相応に高い水準になっています。そこで、当ETFを利用することで、当初1万円程度で比較的大型のJリート銘柄に投資をしながら、東証REIT指数とほぼ同程度の分配金利回りを獲得することが期待できます。

当ETFが受益者の皆様の資産形成に資するよう、運用に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2018年3月

三菱UFJ国際投信

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

対象指数(東証REIT Core指数)の値動きに連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 投資方針

東証REIT Core指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。

東証REIT Core指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の不動産投資信託証券に対する投資として運用することを目的とし、ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を東証REIT Core指数の変動率に一致させるよう運用を行います。

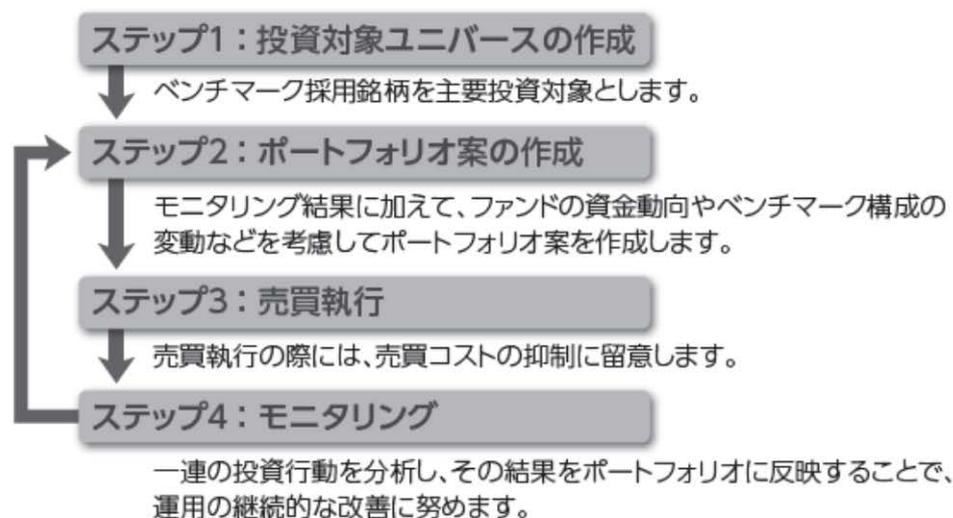
個別銘柄の口数の比率は、東証REIT Core指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される口数の比率程度を維持することを原則とします。

### <東証REIT Core指数について>

東証REIT Core指数とは、東京証券取引所に上場する全ての不動産投資信託のうち、時価総額(浮動投資口ベース)及び売買代金の水準により銘柄を選定する均等加重型の指数です。

2018年2月23日を基準日とし、その日の指数値を1,000として計算されています。

### <運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

## ■ 上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

### 受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は10口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

・東京証券取引所(2018年4月17日に新規上場予定)

### 取得申込みは不動産投資信託証券によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、不動産投資信託証券による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な不動産投資信託証券の銘柄およびそれぞれの口数を指定します。取得申込者はこれらの不動産投資信託証券を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

原則として、金銭による取得申込みを行うことはできません。

### 受益権と引換えに不動産投資信託証券を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の不動産投資信託証券と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる不動産投資信託証券の銘柄およびそれぞれの口数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

## ■ 主な投資制限

- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・有価証券指数等先物取引等を行うことができます。

### 分配方針

年4回の決算時に分配を行います。

- ・年4回の決算時(2・5・8・11月の各10日)に分配を行います。
- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。(初回決算日は2018年8月10日です。)

## ●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。

### 「東証REIT Core指数」の著作権等について

東証REIT Core指数の指数値ならびに東証REIT Core指数の標章および東証の商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT Core指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証の商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。

東京証券取引所は、東証REIT Core指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT Core指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT Core指数の標章もしくは東証の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

東京証券取引所は、東証REIT Core指数の指数値ならびに東証REIT Core指数の標章および東証の商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証REIT Core指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

東京証券取引所は、東証REIT Core指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、東証REIT Core指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。

東京証券取引所は、ファンドの購入者または公衆に対し、ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。

東京証券取引所は、委託会社またはファンドの購入者のニーズを、東証REIT Core指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、東京証券取引所はファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。  
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、ファンドはその影響を受け組入不動産投資信託証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

## ■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

## ■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。  
また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



## 手続・手数料等

### ■お申込みメモ

取得単位	1ユニット以上1ユニット単位 委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物不動産投資信託証券のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。 (申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、100口の整数倍とします。) 申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額をかけた額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。
取得価額	当初設定：1口当たり当初設定日の前営業日における東証REIT Core指数(「対象指数」といいます。)の終値に相当する値を円表示した価額(円単位未満は切り上げるものとします。) 継続申込期間：取得申込受付日の基準価額 ※基準価額は100口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
払込期日	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお引渡してください。
当初元本	1口当たり当初設定日の前営業日における対象指数の終値に相当する値を円表示した価額(円単位未満は切り上げるものとします。)
交換単位	委託会社が定める一定口数
交換価額	交換申込受付日の基準価額
交換有価証券の交付	原則として、交換申込受付日から起算して4営業日目から振替機関等の口座に交換申込みを行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
申込不可日	取得・交換申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、取得・交換はできません。  <取得> 1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内 2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用口数変更実施日の各々9営業日前から起算して10営業日以内 3. 対象指数の構成銘柄の合併等に伴う存続銘柄の指数用口数変更日の前営業日 4. 決算日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の5営業日前から起算して5営業日以内) 5. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 6. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき  <交換> 2018年6月14日までは交換のお申込みができません。 2018年6月15日以降、原則として以下の日を交換申込受付日とするお申込みはできません。 1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日 2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用口数変更実施日の各々9営業日前から起算して10営業日以内 3. 対象指数の構成銘柄の合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該合併等に伴う存続銘柄の指数用口数変更日の前営業日までの間 4. 決算日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の5営業日前から起算して5営業日以内) 5. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 6. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき  なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受付することができます。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
取得の申込期間	当初設定：2018年4月16日 継続申込期間：2018年4月16日から2019年8月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
取得・交換申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得・交換のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・交換のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

買取り	<p>販売会社は、次に該当する場合には受益権を買取ります。ただし、2. の場合は、償還日の2営業日前までとします。</p> <p>1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき</p> <p>受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。</p> <p>なお、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。</p>
信託期間	無期限(2018年4月16日設定)
繰上償還	<p>以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が20万口を下回ることとなった場合</li> <li>・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> <p>なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。</p>
決算日	<p>毎年2・5・8・11月の10日</p> <p>※初回決算日は2018年8月10日</p>
収益分配	<p>年4回の決算時に分配を行います。</p> <p>収益分配金は、原則として、毎決算後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者(決算日において受益者名簿に名義登録されている受益者)があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振込む方式等により支払われます。</p>
追加信託の限度額	500億円相当額
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書(全体版)の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認いただけます。
課税関係	<p>課税上は、上場証券投資信託として取扱われます。</p> <p>上場証券投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。</p> <p>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p>

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
取得時手数料	支払先	取得時手数料					
	販売会社	販売会社が定める額					
対価として提供する役務の内容 ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、取得に関する事務手続等							
(取得される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)							
信託財産留保額	ありません。						
交換(買取り)時手数料	支払先	交換(買取り)時手数料					
	販売会社	販売会社が定める額					
対価として提供する役務の内容 交換(買取り)に関する事務手続等							
(交換(買取り)される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)							
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用(信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下により計算される①と②の合計額とします。 ①日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.27%(税抜 年率0.25%)以内</u> をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品貸料の <u>54%(税抜 50%)以内</u> の額						
	$100\text{口当たりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)$ <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>①の配分 (委託会社) 年率0.21% (受託会社) 年率0.04%</p> <p>②の配分 委託会社と受託会社で折半</p> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> <p>&lt;各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。</p>		支払先	対価として提供する役務の内容	委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	受託会社
支払先	対価として提供する役務の内容						
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等						
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等						
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人に支払われるファンドの監査費用</li> <li>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p> <p>上記のほか、以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の上場に係る費用(2018年4月16日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.0081%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(54万円(税抜 50万円)))</li> <li>・対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.054%(税抜 年率0.05%) (上限)をかけた額)</li> </ul>						

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標の使用料は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、取得金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

Tax  
税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
売却時および交換時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 売却益および交換時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2017年12月末現在のものです。

※NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する(ETFの配当金の受取方法については、「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)など、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成30年3月30日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上